

令和5年4月10日

保護者の皆さまへ

大阪府立枚方津田高等学校
校長 吉武 進

R5 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方及び府立学校における教育活動について

日頃は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、3月17日及び30日に、大阪府教育庁からマスクの取扱いを含めた府立学校における今後の教育活動等に関する通知がありました。保護者の皆様におかれましては、教育活動の円滑な実施に向けて、ご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等を行うことがありますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
⇒ただし、場面によっては生徒及び教職員についても着用が推奨される。
 - ・登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合⇒学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにすること。
⇒生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないようにすること。
⇒症状がある場合などを除き、マスク着用以外の咳エチケットを行うこと。
2. 基本的な感染対策及び効果的な換気の実施について
⇒基本的な感染対策として、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等の励行は重要である。
3. 「感染リスクが比較的高い学習活動等」の実施にあたっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じながら実施します。部活動等において同様の活動を実施する場合も同じ。
4. 儀式的行事・体育的行事・文化的行事等において、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はない。
⇒生徒、教職員、保護者等の参加者について、マスクの着用を求めないことを基本とする。
⇒斉唱や合唱等を実施する際も一定の距離を確保することで、マスクの着用は不要。
5. 昼食等の食事をする場面における対策について
⇒一定の感染対策を講じることで、「黙食」は必要ない。
※ 感染対策例) 手指衛生、適切な換気、大声での会話を控える、向かい合わせとする際には一定の距離(1m程度)の確保。

【本件に対する問い合わせ先】
大阪府立枚方津田高等学校
教頭 井本
電話 072-858-7003